

送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三及び第二十二條の五において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（他の地方団体への徴収の嘱託）

第二十条の四 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

2 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた地方団体における徴収の例による。

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた地方団体の収入とする。

保険料その他介護保険法の規定による徴収金については、介護給付費納付金に係るものを除き、地方税法の規定を準用する旨を定めている。

二十六 滞納処分

【法】

（滞納処分）

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、**地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。**

地方自治法（法 第百四十四条）

（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

市町村が徴収する介護保険法の規定による保険料その他の徴収金が地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とされることで、督促を受けた者が指定された期限までに納付しないときは、当該徴収金並びに徴収金に係る手数料及び延滞金について、同項に定められるように地方税の滞納処分の例により処分することができる。